



発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○字の区域及び名称の変更の届出 (市町村振興課)	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定 (福祉指導課)	1
◎高知県立森林研修センター情報交流館の指定管理者の指定 (林業環境政策課)	1
◎高知県立甫喜ヶ峰森林公園の指定管理者の指定 (")	1
○保安林の解除の予定 (治山林道課)	1
○基本測量の実施の通知 (用地対策課)	1
○建築基準法による道路の位置の指定 (建築指導課)	1
公 告	
○公印の改刻 (文書情報課)	2
○土地改良区の役員の就退任 (2件) (農業基盤課)	3
○土地改良区の役員の退任 (")	3
○土地改良区の解散の認可 (")	3
○土地改良区の清算人の就職 (")	3
○換地計画の適否決定 (四万十市) (")	3

告 示

高知県告示第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、北川村長から次のとおり字の区域及び名称の変更について届出があった。

平成24年1月17日

高知県知事 尾崎 正直

字の区域及び名称の変更

変 更 前			変 更 後	
大字	字	地番区域	大字	字

宗ノ上	加治ケ 段	316の2、316の3	宗ノ上	桂ケ谷
	枇杷ノ 木	426の2		三郎谷

備考 1 この表に表示されている区域に隣接する道路及び水路である村有地の全部を含むものとする。
2 上記地番は、平成23年9月1日現在の登記簿による。

高知県告示第25号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

平成24年1月17日

高知県知事 尾崎 正直

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
平成23年12月1日	株式会社タケザキ 室戸市室津1775-8	デイサービスセンターひまわり 室戸市室津1775-8 通所介護 介護予防通所介護

高知県告示第26号

森林総合センターの設置及び管理に関する条例（平成11年高知県条例第6号）第19条第1項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条例第23条第1号の規定により次のとおり告示する。

平成24年1月17日

高知県知事 尾崎 正直

- 施設の名称
高知県立森林研修センター情報交流館
- 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
香美市土佐山田町大平80番地
情報交流館ネットワーク
- 指定期間
平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

高知県告示第27号

高知県立甫喜ヶ峰森林公園の設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第6号）第20条第1項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条例第24条第1号の規定により次のとおり告

示する。

平成24年1月17日

高知県知事 尾崎 正直

- 施設の名称
高知県立甫喜ヶ峰森林公園
- 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市伊勢崎町8番24号
社団法人高知県山林協会
- 指定期間
平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

高知県告示第28号

次の保安林を解除予定保安林にしたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成24年1月17日

高知県知事 尾崎 正直

- 解除予定に係る保安林の所在場所
須崎市多ノ郷字猫神乙725の23
- 保安林として指定された目的
魚つき
- 解除の理由
道路用地とするため

高知県告示第29号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

平成24年1月17日

高知県知事 尾崎 正直

- 作業種類
基本測量（精密地形調査）
- 作業期間
平成23年12月21日から平成24年3月31日まで
- 作業地域
高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、安芸郡東洋町、奈半利町、田野町、安田町及び芸西村並びに幡多郡大月町及び黒潮町

高知県告示第30号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。

平成24年1月17日

高知県知事 尾崎 正直

地名	地番	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
高岡郡佐川	乙2670番34	6.10	125.06	

町字青去屋
敷

公 告

高知県公印規程（昭和41年9月高知県訓令第50号）第7条の規定により、改刻した公印を次のとおり公告する。

平成24年1月17日

高知県知事 尾崎 正直

公印の種類	印 影	用 途	使用開始年月日
知事印		表彰状等	平成24年2月1日

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、安芸市赤野土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成24年1月17日

高知県知事 尾崎 正直

役名 (退任)	氏 名	住 所
理事	小松 昭彦	安芸市赤野乙1428
理事 (就任)	岡林 輝男	安芸市赤野乙1363-2

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、宿毛市田ノ浦土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成24年1月17日

高知県知事 尾崎 正直

役名 (退任)	氏 名	住 所
理事	成田 密水	宿毛市小筑紫町田ノ浦778
〃	岡崎 求	〃 〃 〃 588-4
〃	岡崎 淳	〃 〃 呼崎 118-1
〃	坂田 勝	〃 〃 田ノ浦321
〃	奥川 緑	〃 〃 〃 113
〃	森田 輝男	〃 〃 〃 348
〃	小面佐喜男	〃 〃 小浦 91
〃	濱田 喜通	〃 〃 田ノ浦734
〃	森田 信夫	〃 〃 〃 396-1
〃	成田 哲男	〃 〃 〃 772-2
監事	中田 繁光	〃 〃 呼崎 37
〃	宮本 春市	〃 〃 小浦 9
(就任)		
理事	成田 密水	宿毛市小筑紫町田ノ浦778
〃	岡崎 求	〃 〃 〃 588-4
〃	岡崎 淳	〃 〃 呼崎 118-1
〃	坂田 勝	〃 〃 田ノ浦321
〃	奥川 緑	〃 〃 〃 113
〃	森田 輝男	〃 〃 〃 348
〃	小面佐喜男	〃 〃 小浦 91
〃	濱田 喜通	〃 〃 田ノ浦734
〃	森田 信夫	〃 〃 〃 396-1
〃	成田 哲男	〃 〃 〃 772-2
監事	中田 繁光	〃 〃 呼崎 37
〃	宮本 春市	〃 〃 小浦 9

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、野市町西部土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。

平成24年1月17日

高知県知事 尾崎 正直

役名 (退任)	氏 名	住 所
理事	宮崎 孝夫	香南市野市町父養寺114
〃	横田 富夫	〃 〃 〃 53
〃	溝渕 浩史	〃 〃 〃 98
〃	横田 耕榮	〃 〃 西野 29-1
〃	西山 寛	〃 〃 西佐古485
〃	岩井 諭	〃 〃 〃 502

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、宿毛市田ノ浦土地改良区の解散を平成24年1月5日に認可した。

平成24年1月17日

高知県知事 尾崎 正直

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、野市町西部土地改良区から次のとおり就職した清算人の届出があった。

平成24年1月17日

高知県知事 尾崎 正直

氏 名	住 所
宮崎 孝夫	香南市野市町父養寺114
横田 富夫	〃 〃 〃 53
溝渕 浩史	〃 〃 〃 98
横田 耕榮	〃 〃 西野 29-1
西山 寛	〃 〃 西佐古485
岩井 諭	〃 〃 〃 502

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4第1項において準用する同法第52条の2第1項の規定により、四万十市の行う西土佐中央地区（用井換地区）の換地計画は、適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成24年1月17日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 縦覧に供する書類

- (1) 換地計画書の写し
- (2) 現形図及び換地図

2 縦覧期間

平成24年1月17日から同年2月14日まで

3 縦覧場所

四万十市西土佐総合支所

4 その他

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。